資料６－２

第四次豊島区一般廃棄物処理基本計画（案）の概要

１．計画の目的

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する条例」に基づき、一般廃棄物の適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定める。

２．計画期間

令和３（2021）年度から令和１７（2035）年度までの１５年間。

計画の進捗状況、社会経済状況の変化等を踏まえ、おおむね５年ごとに見直す。

３．基本理念、基本方針及び施策

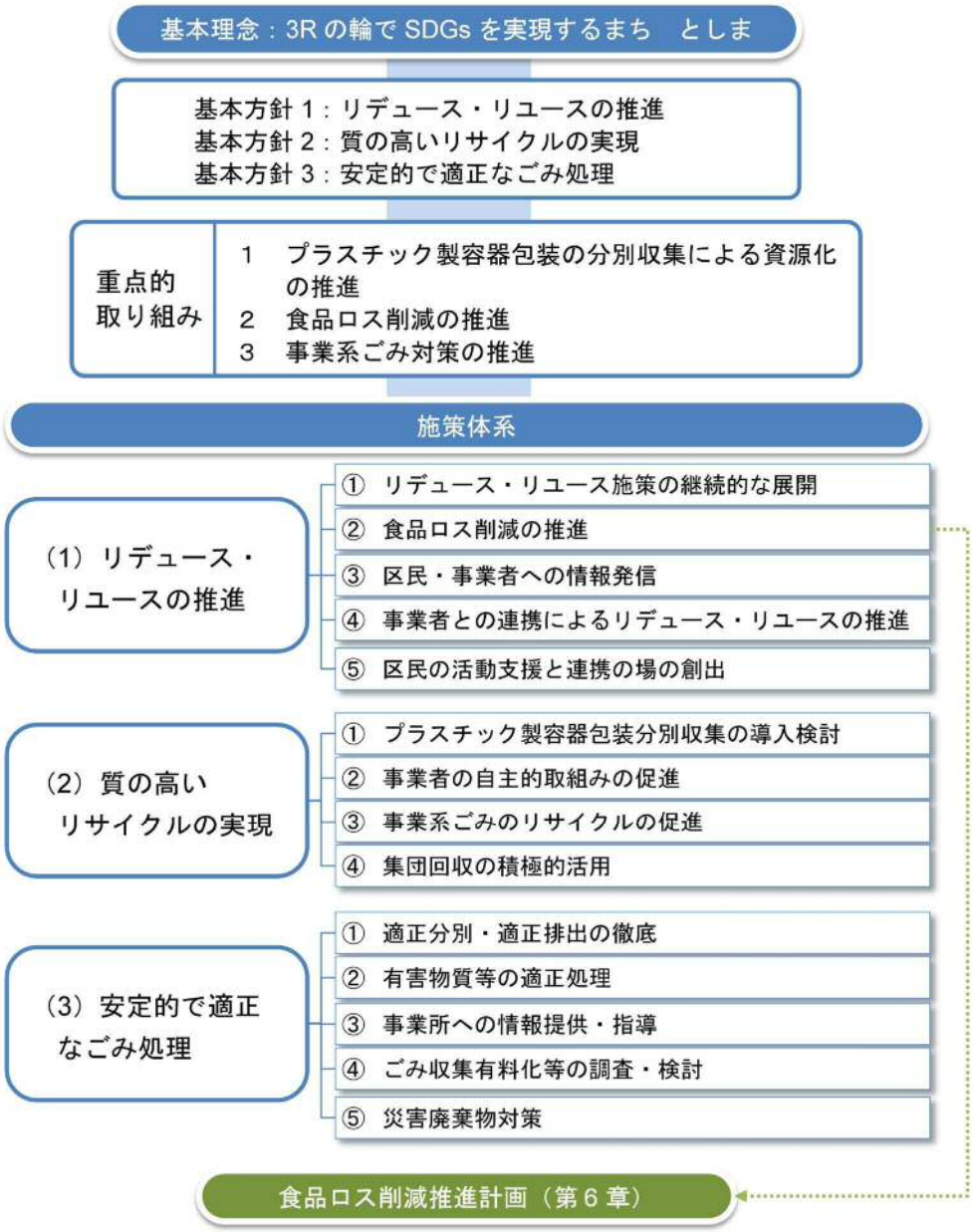

４．重点的取り組み

①プラスチック製容器包装の分別収集による資源化の推進

地球規模の環境問題が深刻化する中、廃プラスチック類のさらなる発生抑制・排出抑制・資源化の推進が急務となっている。本区においても、発生抑制・排出抑制を優先することを前提に、プラスチック製容器包装の分別収集の導入について検討する。

【施策（１）④、（２）①】

②食品ロス削減の推進

令和元（2019）年に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が制定されるなど、重要な取組課題となっている。本区では、フードドライブの実施や食べきり協力店登録などを展開してきたが、事業者、消費者等と連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、計画的に取組みを展開していく。

【施策（１）②】

③事業系ごみ対策の推進

多くの事業所が集積する本区においては、事業系ごみの減量・資源化の促進は引き続き重要な課題となっている。本区では、事業系ごみの民間収集移行を軸に、事業者への指導など対策を講じてきたが、引き続き民間処理業者へのさらなる移行促進を図るとともに、有料ごみ処理券の貼付や分別の徹底など、適正排出を促進する。

【施策（２）③、（３）③】

５．計画目標

	令和元（2019）年度		令和 17（2035）年度
１人１日あたりごみ量	528g/人日	⇒	463g/人日
資源化率	21.5%	⇒	23.3%

６．食品ロス削減推進計画

（１）計画の位置づけ

食品ロスの削減の推進に関する法律第 13 条第１項の規定に基づき、国または東京都の基本方針等を踏まえて策定される。

（２）食品ロス削減推進の目標

区民アンケート調査等により区民の食品ロス削減状況を把握し、令和 12（2030）年度食品ロスの削減に取組む区民の割合を 80%以上にしていく。

（３）食品ロス削減のための取組み

①情報発信・普及啓発の推進

②販売店や飲食店との協力体制の充実

③大学や教育機関との連携

④関係団体との連係

⑤事業者としての本区の取組の推進